

# 第79回国民スポーツ大会（第80回冬季大会）中国ブロック大会

## 競技運営費補助金 交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、第79回国民スポーツ大会（第80回冬季大会）中国ブロック大会（以下「大会」という。）競技運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### （対象競技・種目）

第2条 次の競技を対象競技とする。（32競技、37種目）

- 本大会 水泳〔水球、アーティスティックスイミング〕、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール〔6人制、ビーチバレーボール〕、体操〔競技、新体操、トランポリン〕、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー〔スラローム・ワイルドウォーター、スプリント〕、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ
- 冬季大会 アイスホッケー

### （対象団体）

第3条 前条であげた対象競技・種目を統括する競技団体とする。

### （補助対象経費）

第4条 大会運営に必要な経費とする。詳細については別途定めるものとする。

### （交付額）

第5条 予算の範囲内で別途通知する。

### （交付申請）

第6条 補助金の交付を申請する競技団体は、次に掲げる書類を鳥取県実行委員会会長（以下「会長」という。）宛に提出すること。

- （1） 交付申請書（様式第1号）
- （2） 収支予算書（様式第2号）
- （3） 事業計画書（様式第3号）

### （交付決定）

第7条 会長は、交付の申請を受けた時は、提出された書類を審査し交付決定をするものとする。

### （交付決定の変更）

第8条 交付決定後に、交付決定額の変更や事業の中止または廃止等を行う場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。その際は次に掲げる書類を提出すること。

- （1） 変更申請書（様式第6号）
- （2） 変更後収支予算書（様式第7号）
- （3） 事業計画書（様式第3号）

2 会長は、前条の規定をもって変更交付決定をするものとする。

(概算払)

第9条 会長は、概算払により補助金の支払いをするときは、あらかじめその旨を競技団体に通知するものとする。

2 会長は、予算の執行上、概算払額を複数回に分ける場合は、その旨を併せて通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 競技団体は補助金の請求をするときは、請求書（様式5-1号）を会長に提出すること。

(実績報告)

第11条 競技団体は、事業終了後30日以内に次に掲げる書類を会長宛に提出すること。

- (1) 実施報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 領収書（本書）または証拠書類
- (4) 競技（正式）記録
- (5) 記録写真（競技会場、競技風景の記録写真）

(額の確定)

第12条 会長は、前条の規定により報告を受けたときは、提出された書類を審査し、額の確定をするものとする。

(補助金の返還)

第13条 会長は、額の確定を行った場合において、当該確定額に係る額を超える補助金を既に支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、必要に応じて会長が別に定めることとする。

附則

この要綱は令和7年3月27日より施行する。